

別表

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
<p>(1) 介護ロボット等の導入支援事業</p>	<p>次に掲げる (ア)、(イ) について、それぞれ満たす場合に補助対象とする。 なお、補助対象経費にはリース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。</p> <p>(ア) 介護ロボット 次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費</p> <p>i 目的要件 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、別添を参照のこと）。</p> <p>ii 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。 ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度～平成 29 年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成 30 年度～令和 2 年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和 3 年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。） <p>iii 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(イ) その他 (ア) によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等。 ただし、販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とし、一般的な用途に限定される機器等は対象外とする。</p>	<p>1 機器につき 4 分の 3</p>	<p>1 (ア) 介護ロボットのうち「移乗支援（装着型・非装着型）」、「入浴支援」又は (イ) その他に該当する機器 1 機器につき 1 0 0 万円</p> <p>2 上記以外 1 機器につき 3 0 万円</p>

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額																									
(2) ICT等の 導入支援事業	<p>次に掲げる(ア)～(オ)について、それぞれ満たす場合に補助対象とする。</p> <p>なお、本事業の対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。</p> <p>(ア) 介護ソフト等</p> <p>「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン連携標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については以下のi及びiiを、それ以外の介護サービス事業所についてはiを満たす介護ソフトであること。</p> <p>また、以下のiを満たした上で、以下のiiiの機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。</p> <p>i 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること(転記等の業務が発生しないこと)。</p> <p>ii ケアプラン連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①、②両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。</p> <p>① 居宅サービス計画書 ○：必要 -：不要</p> <table border="1" data-bbox="439 1110 1559 1382"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">居宅介護支援事業所</th> <th colspan="2">居宅サービス事業所</th> </tr> <tr> <th>出力</th> <th>取込</th> <th>出力</th> <th>取込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 利用者補足情報</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B-1 居宅サービス計画1表</td> <td rowspan="2">○</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)</td> </tr> <tr> <td>C 居宅サービス計画2表</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。</p>		居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所		出力	取込	出力	取込	A 利用者補足情報	○	-	-	○	B-1 居宅サービス計画1表	○	-	-	○	B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)	C 居宅サービス計画2表	○	-	-	○	1 介護事業 所につき 4分の3	<p>1 介護事業所につき以下の職員数の区分のとおり</p> <p>職員数 1人～10人 100万円</p> <p>職員数 11人～20人 160万円</p> <p>職員数 21人～30人 200万円</p> <p>職員数 31人以上 260万円</p> <p>※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の</p>
	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所																									
	出力	取込	出力	取込																								
A 利用者補足情報	○	-	-	○																								
B-1 居宅サービス計画1表	○	-	-	○																								
B-2 居宅サービス計画1表_削除(任意)																												
C 居宅サービス計画2表	○	-	-	○																								

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額																																								
	<p data-bbox="504 172 1478 207">② サービス利用票（提供票） ○：必要 -：不要</p> <table border="1" data-bbox="432 212 1563 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 212 1037 256"></th> <th colspan="2" data-bbox="1037 212 1167 256">居宅介護支援事業所</th> <th colspan="2" data-bbox="1167 212 1563 256">居宅サービス事業所</th> </tr> <tr> <th data-bbox="432 256 1037 301"></th> <th data-bbox="1037 256 1167 301">出力</th> <th data-bbox="1167 256 1296 301">取込</th> <th data-bbox="1296 256 1426 301">出力</th> <th data-bbox="1426 256 1563 301">取込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 301 1037 346">D 利用者補足情報</td> <td data-bbox="1037 301 1167 346">○</td> <td data-bbox="1167 301 1296 346">-</td> <td data-bbox="1296 301 1426 346">-</td> <td data-bbox="1426 301 1563 346">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 346 1037 391">E 第6表（サービス利用票）予定</td> <td data-bbox="1037 346 1167 391">○</td> <td data-bbox="1167 346 1296 391">-</td> <td data-bbox="1296 346 1426 391">-</td> <td data-bbox="1426 346 1563 391">○</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 391 1037 435">F 第6表（サービス利用票）予定削除</td> <td data-bbox="1037 391 1167 435"></td> <td data-bbox="1167 391 1296 435"></td> <td data-bbox="1296 391 1426 435"></td> <td data-bbox="1426 391 1563 435"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 435 1037 480">G 第6表実績情報</td> <td data-bbox="1037 435 1167 480">-</td> <td data-bbox="1167 435 1296 480">○</td> <td data-bbox="1296 435 1426 480">○</td> <td data-bbox="1426 435 1563 480">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 480 1037 525">H 第6表実績情報削除</td> <td data-bbox="1037 480 1167 525"></td> <td data-bbox="1167 480 1296 525"></td> <td data-bbox="1296 480 1426 525"></td> <td data-bbox="1426 480 1563 525"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 525 1037 569">I 第7表（サービス利用票別表）</td> <td data-bbox="1037 525 1167 569">○</td> <td data-bbox="1167 525 1296 569">-</td> <td data-bbox="1296 525 1426 569">-</td> <td data-bbox="1426 525 1563 569">○</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="432 579 1585 699">※取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されることを想定している。</p> <p data-bbox="432 715 1585 914">iii 以下のいずれかを対象とする。 a 「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア b 「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア c 厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア</p> <p data-bbox="432 930 1585 1185">なお、対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、i、ii 又はiiiの補助要件を満たすための改修、令和3年10月20日付厚生労働省事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その3）」（以下「LIFE標準仕様」という。）に対応するための改修に要する費用についても対象経費として差し支えない。</p> <p data-bbox="432 1201 1585 1273">また、iの補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を満たすものとする。</p> <p data-bbox="432 1289 1585 1361">加えて、タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。</p> <p data-bbox="432 1377 1585 1449">(イ) タブレット情報端末 タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護</p>		居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所			出力	取込	出力	取込	D 利用者補足情報	○	-	-	○	E 第6表（サービス利用票）予定	○	-	-	○	F 第6表（サービス利用票）予定削除					G 第6表実績情報	-	○	○	-	H 第6表実績情報削除					I 第7表（サービス利用票別表）	○	-	-	○		<p data-bbox="1800 172 2033 252">職員も算入して差し支えない。</p> <p data-bbox="1800 260 2033 292">※2</p> <p data-bbox="1800 308 2033 1441">職員数は、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従</p>
	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所																																								
	出力	取込	出力	取込																																							
D 利用者補足情報	○	-	-	○																																							
E 第6表（サービス利用票）予定	○	-	-	○																																							
F 第6表（サービス利用票）予定削除																																											
G 第6表実績情報	-	○	○	-																																							
H 第6表実績情報削除																																											
I 第7表（サービス利用票別表）	○	-	-	○																																							

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
	<p>に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。</p> <p>ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。</p> <p>なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること。）。</p> <p>(ウ) 通信環境機器等</p> <p>(ア)、(イ) を利用するにあたり必要なWi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器を対象（機器の購入・設置のための費用）とする。</p> <p>(エ) 保守経費等</p> <p>クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他の介護サービス事業者からの照会等に応じた場合の経費等を対象とし、当該年度分に限る。</p> <p>(オ) その他</p> <p>業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費を対象とする。</p> <p>なお、当該年度の補助を含め、一貫通貫（本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないこと）の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。</p> <p>また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。</p>		<p>事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。</p> <p>※3</p> <p>職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。</p>
(3) 介護テクノロジーのパ	<p>次に掲げる(ア)、(イ)について、それぞれ満たす場合に補助対象とする。</p> <p>なお、補助対象経費にはリース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。</p>	1 介護事業所につき 4分の3	1 介護事業所につき 1,000万円

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
パッケージ型 導入支援事 業	<p>(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入 (1) 及び(2)で定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを 組み合わせて導入する場合に必要な経費を対象とする。</p> <p>(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費 として次を対象とする。</p> <p>なお、既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活 用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。</p> <p>i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために 必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、 システム管理サーバー、ネットワーク構築等)</p> <p>ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニ ケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応 型のインカムを含む。)</p> <p>iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるた めに必要な経費(介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能 な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費を含む)、バ イタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報と ソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p>		
(4) 導入支援と 一体的に行 う業務改善 支援事業	<p>次に掲げる(ア)、(イ)について、それぞれ満たす場合に補助対象とする。</p> <p>(ア) 第三者による業務改善支援 厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援 について知識・経験を有する第三者(業務改善を支援する事業者)が、介護事業 所において、事前評価(課題抽出)、業務改善に係る助言・指導等、事後評価(導 入後の定着支援も対象とする)等の支援を受ける際の経費。</p> <p>なお、知識・経験を有する第三者とは、本事業の実施や個別の契約がなければ、 本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業 者であること。</p> <p>(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等</p>	1 介護事業 所につき 4分の3	1 介護事業所に つき45万円

区分	1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
	介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等を行う際の経費。		

【別紙 1 - 1】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

(定義)

- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
- 介助者が一人で着脱可能であること。
- ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 2】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

(定義)

- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。(※ベッドと車いすの間の移乗における使い勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 3】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- 使用者が一人で用いる手押し車型(歩行車、シルバーカー等)の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。(上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。)
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。(※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。)
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量(30kg 以下)である。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 4】

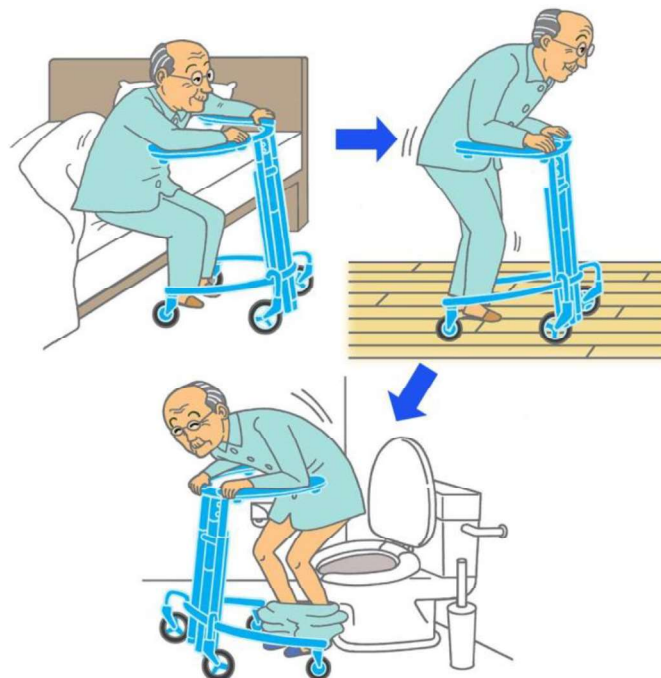
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

(定義)

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作(便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換)の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 5】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

(定義)

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 6】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

(定義)

- 複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
- 昼夜問わず使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 7】

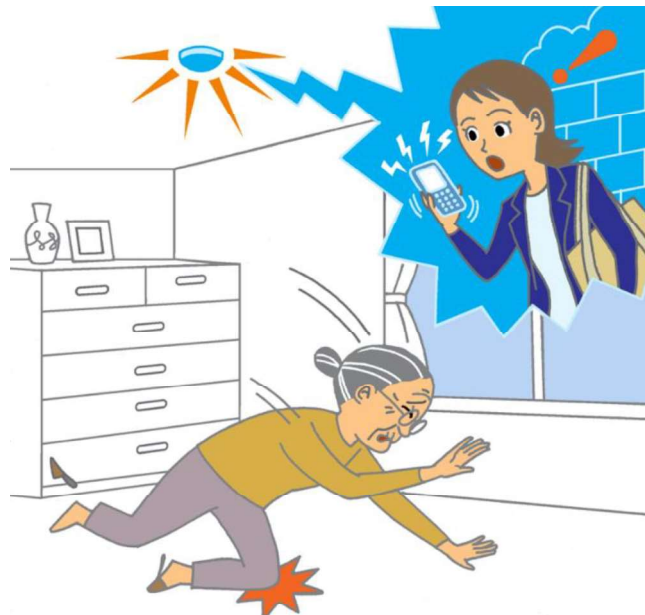
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

(定義)

- 複数の部屋を同時に見守ることが可能。
- 浴室での見守りが可能。
- 暗所でも使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動(ボタンを押す、声を出す等)から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 8】

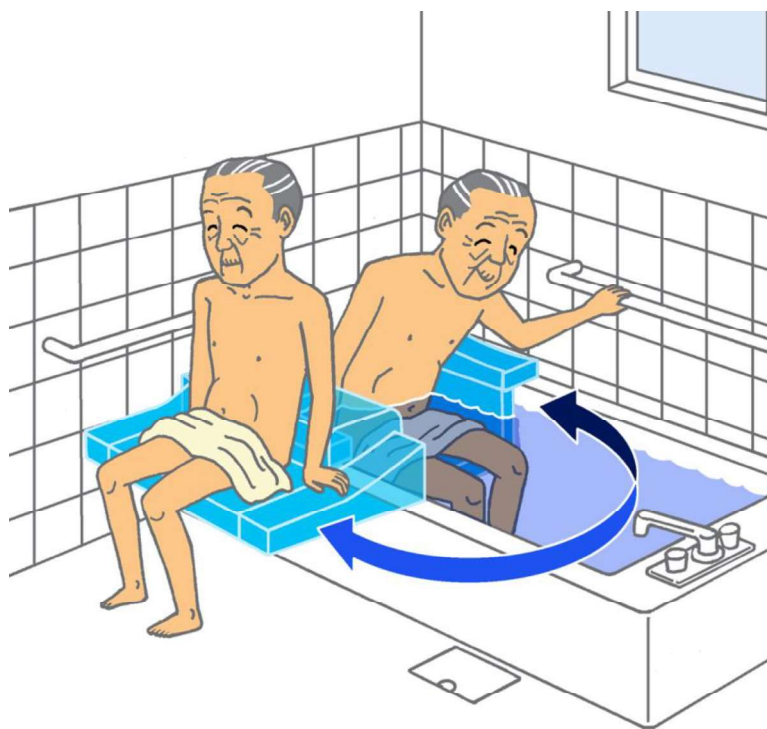
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 要介護者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。
- 機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸ることができる。
- 要介護者の家族が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。
- 特別な工事なしに設置できる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 9】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

(定義)

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 10】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

(定義)

- 使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。
- 使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。
- 予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 1 1】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

(定義)

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 1 2】

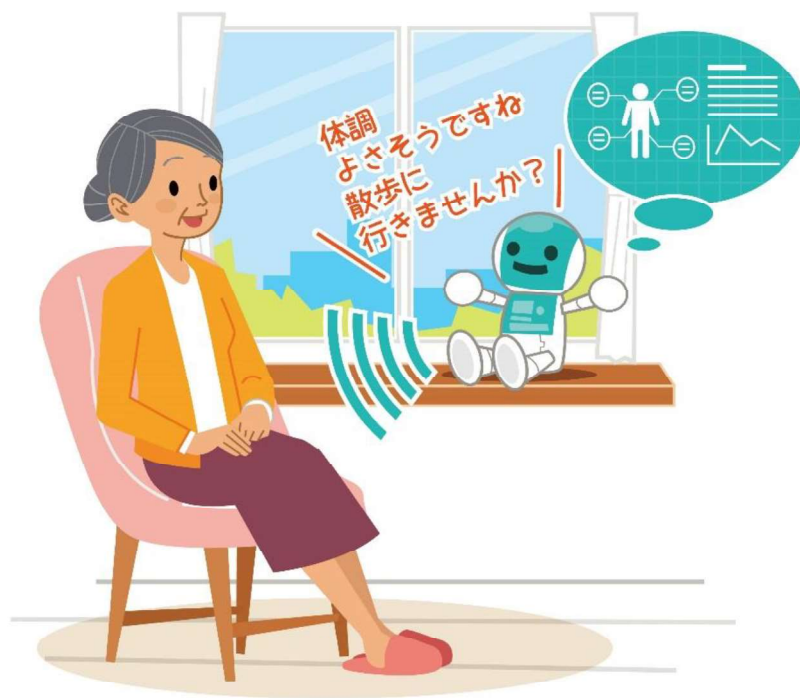
「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

(定義)

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL(日常生活活動)を維持向上することができる。



重点分野のイメージ

【別紙 1 - 1 3】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

介護業務支援

ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

(定義)

- 共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を利用して、ロボット介護機器が適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成システム等に連結することが可能であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ